

第一回二十一號

昭和十六年五月一十九日
（毎週一回水曜日發行）

五錢

報 輄 局 情 報

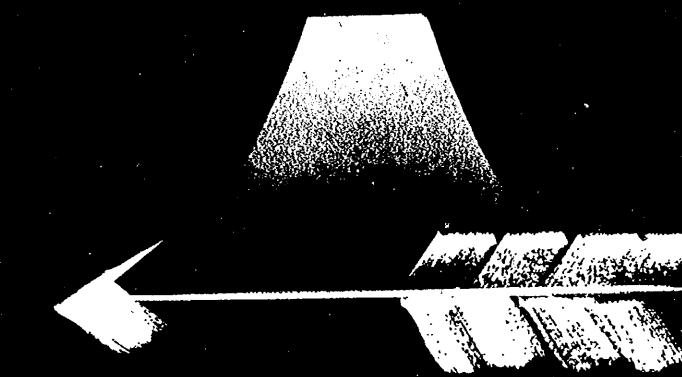
報 周

月八日號

商工奉仕委員制度の設置
正しい歩き方とは
國民映畫と國民演劇
醫藥品衛生材料の生産配給統制
イラクの情勢

中原の大殲滅戦

商道に映し出された美しい本日

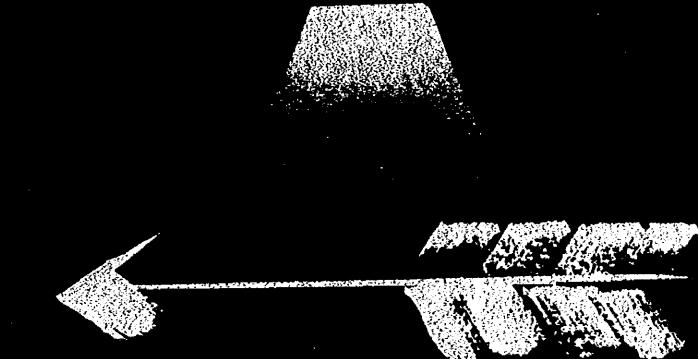


立樹Q德道商新

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

映に道商せし美の本日



立樹の徳道商斬

週報 第二四二号 五月十八日

商工奉仕委員制度の設置
商工省・二

中原の大殲滅戦 大本營陸軍部・二

國民演説と國民演劇 一八

醫藥品と衛生材料の生産配給統制 厚生省衛生局・三

強化された外國爲替管理 (2) 大藏省爲替局・二六

正しい歩き方とは 厚生省・三

イラクの情勢 一四

週間

五月十六日(木)
△海軍航空隊重慶を猛爆 □東
地中海全島を危険水域に指定の
旨英當局公表

五月十七日(金)
△麥類の國家管理實施を當局公
表 □獨・伊空軍イラクに進出
英空軍基地を爆撃 □英佛空軍
シリアで交戦開始 □クロアチ
ア新國王にスボレト公アイモネ
殿下御就任と決定

五月十八日(土)
△皇室、中原作戰第一期戦を終
了、戰果を發表 一萬零九百三十三
千五百、機械一万五十五、鹵獲品山廻三十
六門、迫撃砲七十九門、重機槍三百五十
小鎗約二万 □陸軍航空隊・西安
を猛爆

五月二十日(火)
△關西御濱脇中の 皇后陛下宮
城に遷居あらせらる □日ソ
中立條約の批准を交換 一帝國

五月二十一日(水)
△藝術院總會を開催 新會員十一
氏を推薦 □京濱港開港 □獨
軍 蓬下拿・クライダー部隊を
以てクレタ島攻撃を開始

五月二十二日(木)
△皇軍、目的を達成し惠州方面
より轉進 □科學審議會第五回
總會を開催 答中原案を可決
す □獨英軍、クレタ島に激戦
を展開 □獨機、英國東地中海
艦隊を猛攻し巡洋艦四隻、驅逐
艦數隻を擊沈す

五月二十三日(金)
△天皇陛下、青年學校生徒三萬
四千を御閨閣 □海軍航空隊、
蘭州を猛襲 敵十數機を擊墜

△中支軍、江北作戰を終了、戰
果を發表 一萬零九百三十三
千五百、機械一万五十五、鹵獲品山廻三十
六門、迫撃砲七十九門、重機槍三百五十
小鎗約二万 □陸軍航空隊・西安
を猛爆

△海軍航空隊、成都・蘭州を猛
爆 敵十數機を擊墜破す

商工奉仕委員制度の設置

商 工 省

一 商工奉仕委員制度の由來

近時國際情勢の急進化に伴つて、内外の經濟情勢は一日とその重大性を加へつゝあるが、この間に於いて中小商業者層の窮迫が社會一般の耳目を惹いてゐることは周知の通りである。しかもこれらの中小商業者はわが國人口の大部分を占める社會層であり、今次事變において相當數に上る出征者を送り出しているものと認められる。從つて、政府では中小商業對策について鋭意考慮を拂ひ、且つその施設に萬全を期してゐる。

即ち、昨年十月二十二日の閣議決定を以て中小商業

あるであらう。しかしながら、何ぶんにも中小商業はその數老大に上り、またその事業の内容も種々難多であるから、個々の中小商業者に對しそれぞれの事情に則して指導を行はねば對策の實効を期することが困難である。そこで政府の方策を體して中小商業者の經營の實際的指導、轉業轉職の指導斡旋或ひはまた應召者の營業援護等を行ふ協力者を設け、これらの人々に、中小商業者に對する政府の温い手として活動してもらふことが極めて必要且つ適切である。これが今般商工奉仕委員制度が設けられた所以である。

商工奉仕委員制度は、昭和十三年度に商業奉仕委員制度として創設され昭和十四年度から擴充改稱された商業奉仕委員制度及び昭和十四年度以降行はれて來た商工更生委員制度の二者を母胎として生れたものである。前者の商業奉仕委員制度は應召商業者の營業を援護し、その家族または遺族の生活を安定させ、戰線にある勇士に後顧の憂をなからしめるとともに、歸還後直ちに復業させようとする銃後施設であり、後者の商工更生委員制度

度は、物資の統制その他の經濟統制の結果、營業の不振を來した商業者の營業の維持または轉換について懇切な指導斡旋を與へようとする轉業對策の一施設である。從つて兩者は、一應その目的とするところは異なるが、しかし、廣く見ればいづれも中小商業者に對する援護指導を目的とするものであるばかりでなく、兩制度の委員は同一人がこれを兼任する例が多く、二者はその運用上密接な關係を有してゐる。

右のやうな事情と最近における經濟情勢の急激な進展に鑑み、兩者を一つの制度に統合してその運用を圓滑にするとともに、これを一段と擴充強化し、中小商業者に對する政府の下部組織網を整備し、上意下達を圖り、併せて業界の下情上達を期するため、今般の商工奉仕委員制度が設置されるに至つたのである。

商工奉仕委員制度は各道府縣にそれ／＼實情を考慮して設けられるのであるが、その機構は大體次の通りである。

二 商工奉仕委員制度の組織

商工奉仕委員制度は各道府縣にそれ／＼實情を考慮して設けられるのであるが、その機構は大體次の通りである。

即ち商工奉仕委員制度は、前述のやうに中小商業者を対象とする方面委員制度の如きもので、その目的は事變下における中小商業者の營業に関する援護指導を與へることにある。この點からみて商工奉仕委員は、なるべく多數これを任命して商業者の手引にすることが必要であるが、目下のところ東京府の如きその定數一千名を超えるものを除き、一府縣當り概ね二、三百名を定数とし、全國を通じて約二萬五千名に上る見込である。

商工奉仕委員は知事によつて任命される名譽職である。その銓衡は主として商工業者または商工團體役員のやうな、業界の實情に通じ、且つ經濟方面で指導的手段を有する人々の中から銓衡することになつてゐる。即ち商工奉仕委員は老齢または若手に過ぎず、近隣の信望篤く、本制度に熱意と理解をもち、且つ責任を持つて獻身的に活動できるものであることは勿論必要であるが、成るべく商業組合または工業組合の役員その他擔當地区内における經濟事情に精通し、経験豊富なものでなければならぬ。そしてその銓衡に當つては豫じめ知事が關係

市區町村長、警察署長等の意見を徵すことになつてゐるが、要は右のやうな資格を有するもので實際的援助指導に當り得るものであることを要する。實際においては從前の產業奉仕委員又は商工更生委員であつたものの中から選任する場合が多いと思はれるが、右の諸點に鑑み人選には慎重を期し、本制度の積極的な活動を期する方針である。

商工奉仕委員は任期一ヶ年の名譽職である。これは本制度が同業相愛及び隣保相助の精神に立脚する奉仕制度であることを明らかにし、且つ廣く有爲の人材を集め運用に全きを期さうとする趣旨に出づるものである。

商工奉仕委員をしてそれへ

その擔當地域を

限定して當該地域の商工業者との日常の接觸に留意す

ることとなつてゐるが、更に必要ある場合には擔當すべ

き事業の種目も指定して、委員をしてそれへ

その専門

的知識と經驗を活用させ、周到な援護指導を行はせるこ

とも極めて適切と考へられる。

右の商工地區は各府縣毎に當該府縣の商工業人口、地

域の廣狹、交通の利便、或ひは又休失業の状態等を考慮して適當に區分されるが、概ね市(六大都市にあつては區)又は郡を以て一商工地區として、全國はこれによつて約九百の商工地區に分れることになつてゐる。

商工奉仕委員は商工地區毎に商工奉仕委員會を組織することになつてゐる。これは團體制度の常會に相當するものであつて、なるべく關係市區町村長、警察署長等の參加を求めてその運用に全きを期することにしてゐる。

商工奉仕委員會では各委員の職務の分擔方法或ひは職務進行方法等を決定して委員の活動を促進することにも、委員はお互にその行つた援護指導の實例を報告して批判を仰ぐとか、措置に困難を感じてゐる問題を提供して研究協議を行ふなど各委員間の連絡を圖り、その實績を上げるために工夫をこらすことになつてゐる。委員會は概ね月一回の定例日を設けて定期に開催するのであるが、その際、道府縣から係官の出席を求めて縣當局との連絡を緊密にし、當局と表裏一體をなして中小商業者

の指導を行ふやうに努めなければならない。なほ各商工奉仕委員會相互の連絡を圖るため、必要に應じて聯合協議會等を開催する場合もあるであらう。

商工奉仕委員と道府縣當局間の事務上の連絡を圖り、また商工奉仕委員會に關する事務を司らせるため商工員事務所は、主として市、區役所、町村役場等に設置し、市區町村長を以て事務所長に充て、専任の書記をその下に配屬して、中小商業者の營業状態及びこれに対する商工奉仕委員の活動状況などを道府縣當局に報告して當局の指揮を仰ぎ、絶えず商工奉仕委員の積極的活動の推進に當ることにしてゐる。

以上が商工奉仕委員制度の機構の概要であるが、本制度の運用については一般商工業團體等の自治的協力による商工奉仕委員の活動状況などを道府縣當局に報告してはもとより、東京府のやうに、應召商業者に対する營業援護を目的とする特別の團體(東京商工團體後援聯盟)が設置されてゐる府縣では、その團體に本制度の

運営をさせる方針である。また本制度が市町村の自治行政と密接な關聯を有することに鑑み、運営を市に委託し公共團體に積極的協力をさせることも適切であらう。

三 商工奉仕委員の職務

商工奉仕委員の職務は凡そ三に分つことができる。即ち政府の意圖を中小商業者層に傳達し、經濟政策の周知徹底を圖る、いはば上意下達機關としての職務がその一であり、中小商業者の營業狀況またはその要望を迅速、適確に政府に具申すべきはゆる下意上達機關としての職務がその二、中小商業者として高度國防國家體制に即應させ、綜合的經濟力の發揮に努めさせるやうに、その經營の實際について懇切な指導援護を與へることがその三である。

近時經濟統制の進展に伴つて、マッヂ、砂糖、木炭、米、タオル等の切符制または通帳制による消費の統制が行はれてゐるやうに、經濟生活の全般に亘つて強度の統制が行はれてゐることは周知の通りである。消費生活やう、臨機の對策を講じ、經濟政策を放送且つ確實に周知徹底させて、これに即應させる組織網を整備することは極めて緊要な事柄である。今日隣組制度のやうな組織がなかつたなら、政府の消費統制が圓滑適正に行はれ、國民の消費生活が圓滿に行はれる得るであらうか。

由來、中小商業部門に對する統制は、業界の組織が不備だつたことと、業者に政策、法令等を理解する知識の乏しかつたことから徹底を缺き、その結果は、不知からずする經濟事犯の發生、惹いては經濟統制に支障を來すやうな例もなしとしなかつたのである。そこで商工奉仕委員のやうな、當該地方の指導的地位を有する人々が中心となつて、中小商業者の組織網を形成し、これによつて政府の對策措置を一般中小商業者に徹底浸透させるとともに、業者をして政府の方針に直ちに即應する態勢を執らせるることは極めて有意義である。また轉業や轉職等に關する政府の施設が眞にその効用を發揮するためには、これについて業者自身がよく理解し、これを活用せねばならぬのであるから、かゝる對策施設について

についてこのやうな状態であるから、生産又は配給といふやうな經濟活動の中心分野では一層高度の統制が實施され、經濟活動が複雜且つ厳格な規律の下に置かれてゐることは申すまでもない。固より統制に關する行政手續を出来るだけ簡易化し、行政の能率を向上するとともに企業活動を啟活にすることとは、統制經濟の運営上、將また、生産性の昂揚上極めて肝要であつて、政府でもこの點には絶えず留意して改善を圖りつゝある。しかしながら何分にも極めて限られた條件の下で最高度の經濟力を發揮しなければならない今日の場合、勢ひすべての經濟活動を計畫化し、これに統一性を與ふるとともに生産、配給及び消費を通じ、一貫的經濟機構を確立するため、產業機構の改編は必然であつて、經濟統制はますますその範囲を擴大し、その強度を増大するであらう。従つて統制事務の簡捷に努めるもなほ經濟活動は相當複雜多岐に亘る統制に服さねばならない。殊に國際政局が極度に緊張しつゝある今日、供給國の政策的措置に直ちに對處して、國民經濟の運営に支障を來さない

商工奉仕委員が各業者の理解を深くし、進んでその利用を指導斡旋することが肝要である。更に高度國防國家の建設を目途とする綜合的計畫經濟を行ふためには、經濟機構の改編又は生産配給に關する統制の實施のみならず、經濟活動の衝に當る個々の企業家の經濟活動に關する原則が一新されなければならぬ。いはゆる公益優先の原則に基づく新經濟倫理の確立とその實踐が伴はなければ經濟新體制も一片の形骸と化し去るほかない。この意味において新經濟體制の成否は一に經濟人の双肩にかゝつてゐる考へられる。この經濟人の重大なる責務を自覺させ、進んで國家公共の福利を第一義とする新らしい經濟倫理の實踐を推進するため、自らこれが實踐に挺身することも亦商工奉仕委員に課せられた重大な使命である。物價政策が強化されつゝある今日、表面合法性を裝ひつゝ、その意圖において公共性に戻るところなきかを怪しまざるを得ないやうな事例も少しとしない。この方面に對する商工奉仕委員の活動に大なる期待を擧ぐ次第である。以上が商工奉仕委員の第一の職

務であつて、要は政府の意を體して中小商工業者の國策協力を指導推進することにある。

商工奉仕委員の第二の職務は、下情を上達して政府の適切な對策樹立の資とするることである。一體、中小商工業界は小規模の企業が多數散在してゐるため、その實情を適確に捉へることが困難である。殊に業主の應召又は經濟統制の結果、營業に支障を來してゐるもの、業態については、外部より容易に察知し得ない場合が多い。しかも一方經濟統制は經濟活動の細微な點までも及ぼされつあるのであるから、政策の樹立に當つては出来る限り實情を詳細に調査し、その結果に基づいて實際に則した策を立てねばならない。商工奉仕委員は自己の擔當地區または擔當業種に屬する業者の店舗又は作業場を巡回して、日常業者との接觸を密にし、絶えず變化する經營状況を適確且つ敏速に當局に報告すると共に、裁量を要すと認められる業者の要望については、單刀直入に意見を具申することが大切である。このことによつて官民が一體となり、新らしい經濟體制確立に邁進することとなる。

愛、隣保相扶の念慮に立脚して不振業者の更生を圖るためその援護指導に當るべきものである。

商工奉仕委員の行ふべき援護指導の事例としては左の如きものが挙げられる。

(一) 商品又は原材料の仕入斡旋

民需向物資の數量が制限減少の一途を辿つてゆく今日、物資の仕入の斡旋は困難ではあるが、應召商工業者に對しては、極力商品又は材料の配給を行ふやう、商工奉仕委員が組合又は配給統制團體と交渉斡旋する。また歸還商工業者の組合への加入或ひは質積の算定等について斡旋する。なほ轉業に必要な資材の仕入斡旋等も行ふことになつてゐる。

(二) 販賣又は受託の斡旋

應召商店等で留守家族の不馴のため從來の取引先又は顧客を失ふ處が少くないので、商工奉仕委員がボスター、ピラ又は書面等によつて販賣を斡旋する。また轉業に必要な註文の引受けなども組合等と連絡して斡旋すること

になつてゐる。

(三) 経営の指導

店舗又は作業設備の改善及び生産技術又は經營方法について指導する。特に應召商店については商品の陳列または記帳といふやうな細かい指導をし、また應召クリーニング商のやうな特殊技術を要するものに對しては質地指導を行ふことになつてゐる。

(四) 金融の斡旋

事業經營に必要な資金の調達については、中小商工業振興資金、中小商工業轉換資金等のやうな低利資金の借入又は損失補償制度の適用、その他一般金融について斡旋する。特に應召商工業者に對しては、軍人援護會の生業資金、除隊下士官兵生業資金または商工團體後援資金等の融通を斡旋することになつてゐる。

(五) 轉業の指導

轉業に要する設備、資金、技術、材料、註文等に關し

れば、商工奉仕委員の功績は實に多くあらう。

商工奉仕委員の第三の職務は、中小商工業者の事業經營の實際的援護指導に任ずることである。產業再編成途上の今日、中小商工業者の進むべき途としては、企業合同等による經營の改善合理化を行ひ、新經濟状勢に即應する現業の強化擴充を圖ること、軍需產業、輸出產業又は代用品產業といふやうな時局產業へ事業の轉換を行ふこと、及び軍需生產、重要物資の生産或ひは滿洲農業開拓民等の如き多數の勞務を要する部門への職業轉換を行ふことの三つが擧げられる。いづれの途を探るにしても相當の困難が豫想され、従つて中小商工業者としては確乎不拔の覺悟を要する。併し、これに對する商工奉仕委員の懇切周到なる輔導も亦絶対に必要である。更に業主の應召の結果、一家の柱石、生業の經營主を失つた應召家族又は遺族に對しては、その生業を維持させるため諸般の援護を行ふことは、餘後國民として喜んで擧げるべき責務である。國步艱難の今日、商工奉仕委員こそは中小商工業者の中堅として中小業者の團結を固くし、同業相

中原の大戦滅

大本營、陸軍部

一般状況

二月、三月、四月と引き継ぎ中支、南支の沿岸に奇襲上陸作戦を敢行し、重慶に對する輸入路の徹底的破壊作戦を行ひつたが軍は、五月に入り、さらに支那南北各地に活潑なる作戦を行ひ、敵の心臓を寒かしめてゐる。

即ち、去る四月十四日

杭州方面より進められた諸暨方面の作戦は山地帶において引續き行はれ、

中原作戦が展開されてゐる山西省南部及び河南省北部方面の地形を概観するに、山西方面は中條山脈、標高千米

作戦地方面の地形

近時物資の統制、生産率の高度化の要求により中小企業を合同させ又は經營の集團化を行はせることが差迫つた問題であるが、商工奉仕委員は關係業者に大乗的見地から企業合同に參加させるやうに勧奨すると共に、企業合同に伴ふ諸般の指導斡旋を行ふことになつてゐる。

(七) 職業轉換の斡旋

企業合同或ひは生産機構又は配給機構の整備に伴ひ、職業を餘儀なくされるものに對しては職業指導員、國民職業指導所等と連絡して、その職業轉換を圓滑に行はせるとともにその資産又は負債の整理については資産評價調査員、國民再生金庫、その他同業者團體等と連絡してその解決を容易にする。特に組合等に對しては職業者に対する適切な共助方法を講すべきことを積極的に勧奨指導して社會的公正の實行を期さなければならない。

て、道府縣當局と連絡の上諸般の指導斡旋をする。

(六) 企業合同の勧奨指導

近時物資の統制、生産率の高度化の要求により中小企業を合同させ又は經營の集團化を行はせることが差迫つた問題であるが、商工奉仕委員は關係業者に大乗的見地から企業合同に參加させるやうに勧奨すると共に、企業合同に伴ふ諸般の指導斡旋を行ふことになつてゐる。

(八) 履情の斡旋及び労力奉仕

應召商工業者に對しては特に從業員の儲入を斡旋するとともに商工奉仕委員貿賣出、配達、工場監督といふやうな勤勞による援護を行ふ。

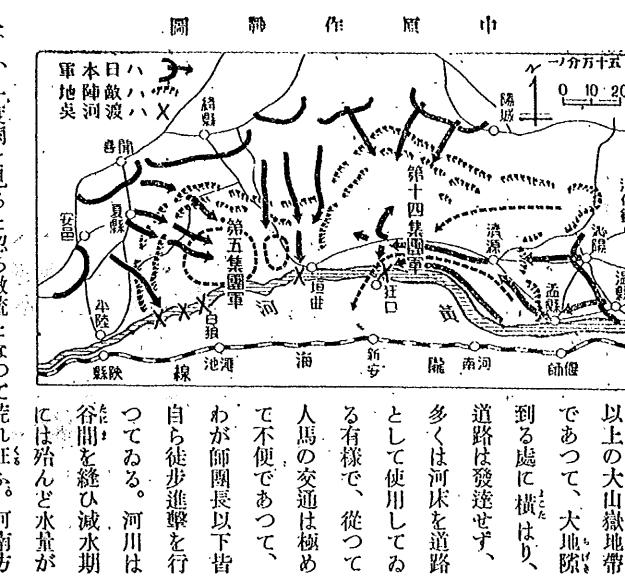
(九) 資掛金の回収及び紛議の調停

應召商工业者に對しては特に從業員の儲入を斡旋する場合が多いので、商工奉仕委員はこれが回収を行ふと共に取り上の紛議の圓満な解決に當ることとなつてゐる。
以上のやうな援護指導を商工奉仕委員が行ふについては、情實に流れることなく、公平を旨として行ふは勿論、指導斡旋を受ける者に對しては、その人格を尊重して知得したる事項を他に漏洩しないやうにせねばならない。
以上、商工奉仕委員制度の概要を述べたのであるが、時局重大の折柄本制度の設置された趣旨が達成され、中小工業の更生が遂行されるやう、大方の支援協力を冀ふ次第である。

方面にも注意を怠ることは出来ない。

12

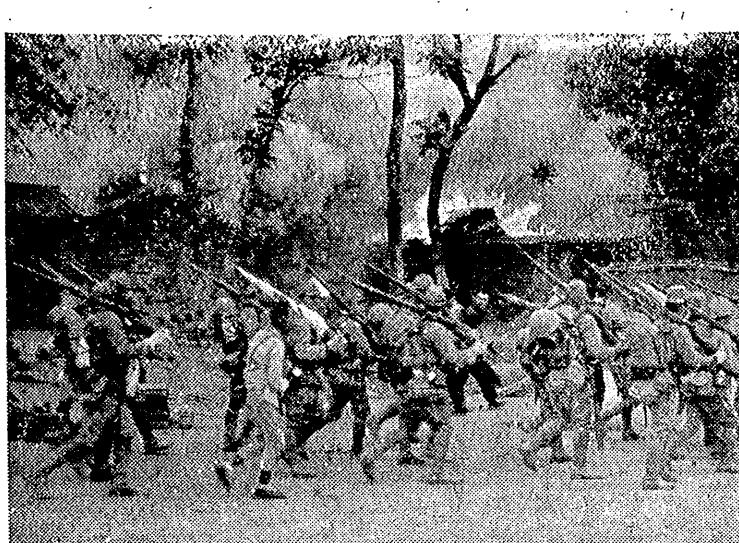
敵情の概要



以上の大山嶽地帯である處に横はり、道路は發達せず、多くは河床を道路として使用する有様で、従つて人馬の交通は極めて不便であつて、わが師團長以下皆自ら徒步進撃を行つてゐる。河川は谷間を経ひ減水期には殆んど水量がない、一度雨を見ると忽ち激流となつて荒れ狂ふ。河南方面即ち、清化鎮西南地帯の平野は交通網もかなり發達してゐるが、この地方は既に數知れぬ戰禍に見舞はれ、極度に疲弊してゐる。加ふるに惡疫の流行地帯なので將兵はこの

黄河を渡り北岸に進出した敵は第一戰區司令官衛立煌の指揮する第五集團軍、第十四集團軍、第九軍等の總計約二十數ヶ師、總兵力約二十萬と見られ、上圖の如く黄河を背後に標高一千米以上の山地帯に、概して半圓形に堅固なる防禦陣地を占領してゐた。この方面の敵は事變以來、皇軍が數度の肅清、殊に昨年春の晋南作戦によつて大打撃を與へられたが、それにも憚らずこの點の確保に必死となつてゐるのは、この地方が黄河北岸における戰略上の進出據點であり、北支擾亂の策源地であるため「黄河を死守せよ」と將が嚴命してゐるによる。

わが攻撃経過



燒けた尻目に敵司令部を進む

支軍は五月七日日没より一齊に攻撃の火蓋を切つた。多田北支最高指揮官は七日参加全將兵に對し「矢は放たれれた敵は小敵なれど油斷は大敵なり、將兵の奮闘を祈る」といふ激励の辭を送つた。まさに北支においては徐州戰以来の大作戦である。

敵が黄河に對し背水の陣を布いたのに乘じ、わが軍はまづ速かに敵の退路を遮断し、次いでこれを完全に包囲殲滅する作戦計畫に基づいて作戦が進められた。即ち、わが右翼方面においては五月七日の日没後安邑、聞喜、経縣方面から一齊に敵第五集團軍約十ヶ師の據る防禦陣地に對し攻撃を開始し、翌八日明け方までに敵の主抵抗地帯を突破して、同日夕には垣曲、白狼附近の敵の各渡河點に殺到して退路を遮断し、他の部隊は九日正午頃までに敵に對し外側がら包囲圈を完成し、こゝに敵五集團軍を黄河北岸において完全に包囲することに成功したのである。

13

が、わが軍の穿貫的突破攻撃によつて早くも退路を遮断され、指揮全く錯亂し、わが包囲圈中を右往左往してゐる有様である。

一方、わが左翼方面の敵第十四集團軍に對する戦闘の進捗如何とみると、この正面の敵は頑強に抵抗したが、沁陽及び垣曲方面よりするわが軍の敵背後への進出によつて、これまた袋の鼠となつた。

沁陽平地方面においては、濟源附近の敵陣地を突破して敵を追撃し、十一日正午、一部隊は狂口及びその東方渡河點附近に進出、邵源鎮方面に前進中の一部隊は同日正午頃西方より前進した友軍と相會し、こゝに敵第十四集團軍に對しても完全なる包囲體形を完成した。

衛立煌は我が軍の黄河渡河南進を恐れ、遽に豫南地區から湯恩伯集團軍の北上を命じ、急援に努めてゐる模様であるが、時すでに遅く、河北約二十萬の敵は文字通り潰滅に瀕してゐる。

わが包圍圈内を徘徊しつゝある敵は、わが各部隊の攻撃

赫々たる戰果

により四分五裂し、或ひは山中深く遁入潜伏し、或ひは降伏し刻々殲滅されつゝある。

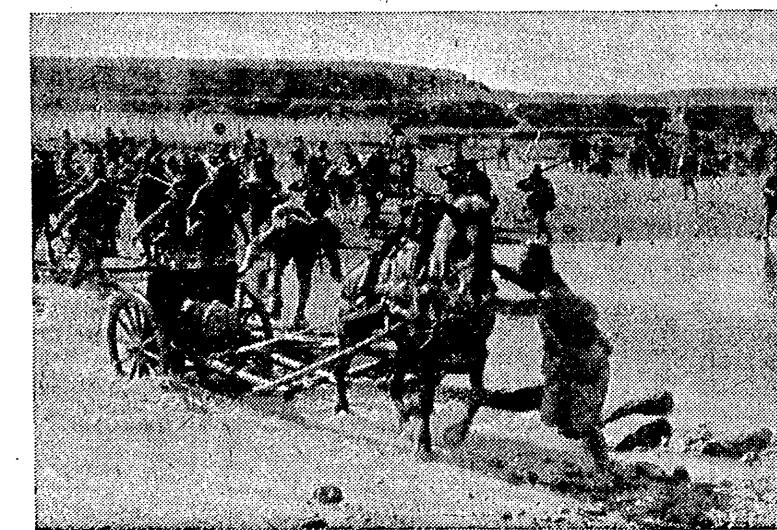
等であつた。

戰果獲得の原因

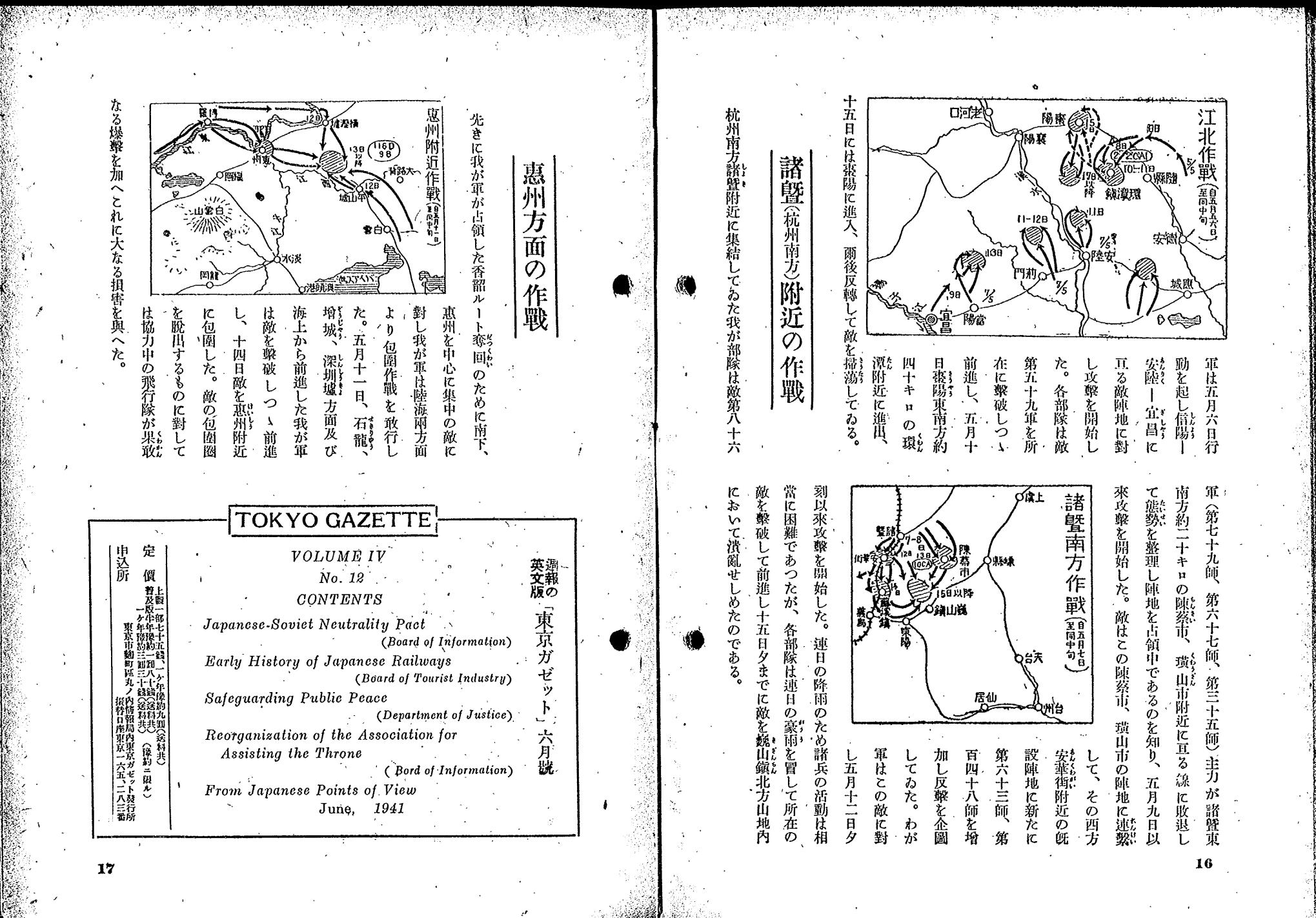
今回の中原作戦が以上述べた如き赫々たる戰果を收め得た所以のものは、我が軍の士氣が極めて旺盛であつた點に存する。これは勿論作戦計畫の周密適切であつたことと、特に機動の効果を獲得するため取り得べきあらゆる手段がとられたことによる。後方輸送を擔行せず、飯盒炊事のやうな行動を鉋重ならしめることを排し、携帶口糧一日分を以て戦つたといふ如きその一例である。従つて各部隊の奮闘努力は眞に筆舌に盡し得ないものがあつたのである。

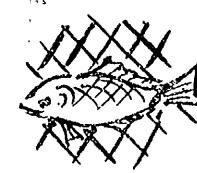
・遺棄死體三千四百四十九(これには師長一名を含み、戰死を確認されたるもの軍長一名、參謀長一名、なほ遺棄死體に付相當多數の幹部ある機械捕虜一萬四百九十七(これには高級幹部師長二名、副師長二名、軍階少將二名、參謀長少將二名を含む)、鹵獲品一野山砲二十六門、迫擊砲七十九門、同彈藥約二萬一千、重機關銃九十二、輕機關銃二百五十七、小銃九千四百八十八、同彈藥約二百十萬、手榴彈三萬四百五十

中原作戦に策應し、漢口西北方の隨縣方面にあつた我が



○○○河進擊隊





國民映畫と國民演劇

今、わが國がこの長期戦を戦ひ抜き、東亜における確かに新秩序建設の大使命を達成するためには、まず「振ぐことのない偉大な國民精神を培ふ」ことが必要である。そのためには國家として文化政策を確立し、その上に文化のあらゆる部門を勤員するに最も適應した機関を整備し、すぐれた文化を國民すべての間にあまねくゆきわらせ、國民文化財としての機能を十分に發揮しなければならない。

昨年十二月、内閣情報部がその機構を擴大し、情報局として誕生したのも、この文化政策の確立と文化による啓發宣傳である。しかしながら、そ

傳政策の實施、即ち文化宣傳を行ふことをその一つの使命としたためにほかならない。従つて、情報局では、關係官廳と協力して廣く國民文化全般の向上を企圖し、啓發宣傳政策を實施するため、種々方策を立て、着々實行に移しつゝあるのである。

まづ演劇についてみても、わが國演劇の源をたゞ古代の演劇的ないとなみは、日本固有の國民生活を反映したものであつて、そこには健やかな國民感情が映し出されてゐたのである。しかしながら、そ

新派劇も今日からみると大體これと同じやうな結果を示してゐるといはざるを得ない。新劇もまた、これまで相當長い歴史を経て、技術的にもかなり優れたものを示すには至つたが、元來、歐洲の近代思潮に育まれて發達したものであるために、やゝもすればわが國固有の國民精神と相容れないやうな思想の温床ともなつたのは、惜しむべきことである。

しかも從來國家は、映畫に對しても、演劇に對しても、その弊害を抑へようとする消極的行政の面においては相當取締書が製作されるやうになつた最初は、たゞ單に販賣機械として、芝居の再現に利用されるにすぎなかつたのであるが、その後外國映畫が數多く輸入されるに伴つてその影響を受け、映畫技術の進歩とともに、演劇とは別個に映畫獨自の世界を開拓するに至つた。しかしながら、映畫は未だ發達の歴史が浅く、短時日間に

めまぐるしい變遷を遂げ、また常に外國映畫の影響を蒙り、刺戟を受けてゐるため、その形式においても、取扱ふ内容においても未だ眞の日本の性格を持つには至つてゐないものが多い。映畫が單なる商品として、たゞ徒らに大衆の好むところに迎合する感興的刺戟にすぎないと往々にして言はれるものやうな點に、その原因があることも考へられる。

さきに政府が映畫法を制定して、映畫の質的向上と映畫事業の健全な發達とを積極的に圖らうとする映畫政策に乗り出したのも、全くこの點に鑑みての結果にはかならない。將來、演劇についても同様のことが考へられるのである。

また映畫における官民連絡機關として昭和十年に設置された財團法人映畫協會は、映畫行政の統括的對象とする目的で更に強化擴充の必要を認め、組織を改めて全映畫關係者を包摵する仕組とし、また日本映畫社に認定文化映畫の一元的配給を行へることにしたのであるが、映畫、演劇が健全な國民文化財としての目的を果すため、更に必要な機構の整備を順次行つてゆく方針である。現に、こ

後の歴史的な過程を顧ると、いろいろな事情のために、この傾向がそのまま發展しないで、まちがつた方向に發展したやうである。

例へば、歌舞伎はわが國傳統藝術のすぐれたものの一つではあるが、國民の生活様式が時代につれて推移し、殊に明治維新以後の社會情勢の急激な變化に會ひ、内容も形式も時代から取り残され、いはば生命のない表現形式として残るに至つたのである。従つて、歌舞伎はこの演劇の表現、形式を理解し得る特殊な教養や趣味を備へた者にのみ愛され樂しまれ、といふ結果に陥つたのである。

これまで比較的文化機関に恵まれなかつた地方に對しても、普く文化の提供を必要とするのに鑑み、巡回映画團體や移動演劇團體の組織的活動を圖ることになつたのである。

しかしながら、これら機構の整備だけでは映畫、演劇そのものの質的向上をのぞむことは出來ない。即ち、この制度に乗つて、文化政策と同一の方向に進みながら種々の具體的な方策を實施していくとこそ、初めて良き映畫、良き演劇等が生れ國家の目的に即應した啓發宣傳政策も十分に果されるわけである。

このやうにして生れた良き映畫、良き演劇をすべての國民のものにすること、言葉をかへて言へば國民映畫、國民演劇の確立を促進するため、當局はいろいろと具體的な計畫を進めてゐるが、その一つとして、さきに大大映畫會社に委託された良き映畫、良き演劇等が生れ、國民の質的向上をのぞむことは出來ない。即ち、この制度に乗つて、文化政策と同一の方向に進みながら種々の具體的な方策を實施していくとこそ、初めて良き映畫、良き演劇等が生れ國家の目的に即應した啓發宣傳政策も十分に果されるわけである。

このやうにして生れた良き映畫、良き演劇をすべての國民のものにすること、言葉をかへて言へば國民映畫、國民演劇の確立を促進するため、當局はいろいろと具體的な計畫を進めてゐるが、その一つとして、さきに大大映畫會社に委託された良き映畫、良き演劇等が生れ、國民の質的向上をのぞむことは出來ない。即ち、この制度に乗つて、文化政策と同一の方向に進みながら種々の具體的な方策を實施していくとこそ、初めて良き映畫、良き演劇等が生れ國家の目的に即應した啓發宣傳政策も十分に果されるわけである。

図して、國民映畫製作の良き見本を得る道を拓ぎ、また十幾つかの劇團に委嘱して、われゝの理想とする國民演劇を目指す優れた演劇の上演を期待しなのである。

思ふに、國民映畫、國民演劇とは、ど のやうなものかといふに、それは 文字通り廣く國民全體のための映畫、演劇を指すのである。それは、まず第一に、

「國民的性格」を持つてゐなければならぬ。いはば、日本人の傳統的性格を正しく反映したものでなければならない。ど のやうな題材をとり上げ、どのやうな構想を組もうとも、それは常にわれくの歴史が育み、われゝの國土が培つた日本人の生活が、深く掘りさげられたものでなければならない。さくあつてこそ初めて、日本人の感情にうつたへ、日本

人としての正しい自覺を呼び起し、その自覺を以て人々が毎日の生活を行ふ努力と精進を押し進める、美しく逞しい力となるに違ひない。そこにおいて、映畫演劇は、具體的に顯はされた國民理想について、國民文化の健全な進展を意圖する高い指導性を持つことが出来るであらう。

しかししながら、國民理想を顯現するとして、映畫演劇として無味乾燥なものであつたりしては、やはり眞の國民映畫・國民演劇とはいへない。眞の國民映畫・國民演劇とは、國民すべての生活感情にうつたへて國民のすべてに深い感動を與へることが必要であり、その意味で高い藝術的價値を持つてゐなければならない。藝能

は、國民生活に喜びと潤ひと力を與へるものでなければならない。さくあつてこそ第二

に、國民映畫、國民演劇とは、ど

のやうなものかといふに、それは 文字通り廣く國民全體のための映畫、演劇を指すのである。それは、まず第一に、

「國民的性格」を持つてゐなければならぬ。いはば、日本人の傳統的性格を正しく反映したものでなければならない。ど のやうな題材をとり上げ、どのやうな構想を組もうとも、それは常にわれくの歴史が育み、われゝの國土が培つた日本人の生活が、深く掘りさげられたものでなければならない。さくあつてこそ初めて、日本人の感情にうつたへ、日本

國民映畫脚本募集

時局下映畫及び演劇に課せられた使命は極めて重大である。然るに映畫及び演劇にとつて最も重大なるべき脚本の貧困は、今日より甚だしきはない。よつて情のすべてを擧げて追進しなければならないときである。それを思へば、この重大時局

日本國民の生活に根ざしく、どのやうな生活が採り上げられやうとも、常に希望に満ちた健康な生活への指針が示され、國民のすべてに生活の原動力となり、健全な思想を培ふものでなければならない。

勿論、このやうな眞の意味の國民映畫、國民演劇の誕生には、相當の困難が伴ふのであるが、この困難を克服しようとする情熱こそ、眞の國民映畫、國民演劇の誕生を可能とするものであらう。既に述べたやうに、現在わが國は、甚だ困

一、題材、構想乍らはざる必ず未發表の創作たこと（専し映畫の場合には脚本に限る）
二、四引字以上用紙百枚以上二百枚以内たること（映畫脚本の場合はシ
キ脚本の貧困は、今日より甚だしきはない。よつて情のすべてを擧げて追進しなければならないときである。それを思へば、この重大時局

日本國民の生活に根ざしく、どのやうな生活が採り上げられやうとも、常に希望に満ちた健康な生活への指針が示され、國民のすべてに生活の原動力となり、健全な思想を培ふものでなければならない。

勿論、このやうな眞の意味の國民映畫、國民演劇の誕生には、相當の困難が伴ふのであるが、この困難を克服しようとする情熱こそ、眞の國民映畫、國民演劇の誕生を可能とするものであらう。既に述べたやうに、現在わが國は、甚だ困



醫薬品と衛生材料の

生産配給統制について

厚生省衛生局

はしがき

醫薬品や衛生材料の供給を確保して配給の圓滑を図ることは、國民保健に關聯して時局下極めて緊要なことである。事變前には醫薬品の生産販賣に關して藥品營業並藥品取扱規則(明治二十二年)、賣藥法(大正三年)などがあり、主に警察的見地からの取締以外は自由に放任されてゐたが、事變勃發後は輸入の困難、原材料の手當難に加へて需要の激増等のために需給の逼迫を告げるに至つたので、厚生省では生産配給の統制に着手し、以後今日

まで事實上の統制を行つて來た。しかし、事變が長期戦になるに従つて、國民保健は極めて重要な問題となり、醫薬品對策もいま一段の擴充強化を必要とするに至つたので、さきに國家總動員法に基づいて制定された生活必需物資統制令に基づき、醫薬品及衛生材料生産配給統制規則を制定し、その完璧を期することになった。本規則は去る五月七日に厚生省令第一五號で公布され、購入券に關する條項等の一部實施上に準備期間を要するもの除いて即日施行された。なほ、本規則はその根據を總動員法第八條及び第三十二條に置くもので、従つてこの違反は該條違反として處罰されるわけである。

以下、本規則の内容を簡単に説明しよう。

生産の統制

生産統制に關しては、重要醫薬品につき新たに生産の許可制を採用したことが、その骨子である。

生産の許可制 厚生大臣が指定した醫薬品(第一種醫藥品)の生産を業としようとする者は厚生大臣の許可を受けることを要する(第二條第一項)。

これは指定期間の生産の抑壓を目的とするものではなく、反対にその所要數量を確保するためであつて、今後、生産確保の對象は許可を受けた生産業者に集中されることになる。従つて第一種醫薬品として指定された百三十四品目は何れも醫療上缺くことの出來ないものであり、且つ許可の條件も相當嚴重になつてをり、この變更是更に厚生大臣の許可を要し又は届出を要するのである。

(第二條第二項、第三條第一項、第二項第三項) なほ、本令公布の日ににおいて第一種醫薬品の生産を業とする者は、

本令公布後一月以内に届出れば優先的に許可を受けた者と看做される(第三十七條第一項)。

生産の休廈止と生産豫定計畫 第一種醫藥品生産の許可を受けた者が、その生産を廈止しようとするときには厚生大臣の許可を要する(第三條第一項)。また一月以上その生産を休止しようとするときには豫じめ厚生大臣に届出を要する(第三條第四項)。第二種醫藥品生産の許可を受けた者は毎年第「種醫藥品の生産豫定計畫」を定め、厚生大臣に提出せねばならない(第十三條)。

生産命令 厚生大臣が必要と認めたときは個々の生産業者に對し數量、時期等を具體的に指定して、第一種醫藥品又は厚生大臣の指定した衛生材料の生産を命じ得ることになつてゐる(第四條)。

集荷配給の統制

集荷配給の統制に關しては、その系統を一定したことと配給について監督官廳の承認を受けた配給計畫によ

らることにしたこと、配給につき購入券を使用させることにしたこと等がその内容である。

集荷配給系統 (一) 第二種醫藥品 厚生大臣が指定した醫藥品(第二種醫藥品)の生産業者、輸入業者、移入業者等は厚生大臣が指定した者(生産統制機関)以外の者に當該醫藥品を譲渡し得ない(第五條)。

生産統制機関は近く設立される日本醫藥品生産統制株式會社が指定されることになつてゐる。本會社の主要な機能は價格のブーム平準化と原材料の調達で、從て第二種醫藥品は輸移入醫藥品(生薬を除く)の全部、數會社で生産される重要な醫藥品と重要な原料醫藥品が指定されるのである。但し、會社の設立までは暫定的に日本醫藥品輸入統制會が指定され、品目も輸移入品に限定されてゐる。

(二) 第三種醫藥品衛生材料 厚生大臣が指定した醫藥品又は衛生材料(第三種醫藥品衛生材料)については、生産業者、輸入業者、移入業者等は厚生大臣の指定した者(配給統制機關以外の者に譲渡し得ない(第六條))。

第三種醫藥品衛生材料とは國內需給の關係上、配給統

制を行ふ必要のあるもので現在アスピリン、鹽酸キニーネ、ヨードカリ等の醫藥品七十一品目、脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料八品目になつてゐる。配給統制機関は、醫藥品は元賣業者が組織する日本醫藥品配給統制株式會社が指定される豫定だが、未だ設立準備中であるので、當分は東部、西部醫藥品中央配給統制組合がこれに當り、

また衛生材料は東部、中部、西部局方脫脂綿元賣株式會社、東部、中部、西部局方ガーゼ元賣株式會社、東部、中部、西部綿帶元賣株式會社、東京府、大阪府、愛知縣、廣島縣衛生綿卸商業組合が指定されたわけである。

右の配給統制機関からは、製藥原料向、輸移出向その他の大口需要向等に對するもののほか、道府縣卸商業組合等の地方の卸賣機關へ配給され、卸賣機關からは賣藥工業組合、大口需要者等の地方長官が指定したもののが、その道府縣内の小賣商業組合に配給することになる(第十三條)。

(三) 生薬 生薬に關しては大體において從前から統制してきたものを法規化したに過ぎない。たゞ、從來地方

の集荷に難點があつたので、產地卸賣業者に新たに指定制がとられた。即ち地方長官が指定した者(仲買人)ではなくれば醫藥品の製造又は販賣の業務に關し厚生大臣が指定した醫藥品(指定生薬)の生産者から當該指定生薬を譲受けることができない(第七條)。

従つて賣藥業者等が自己的の製造する賣藥等の原料に供する目的で直接生産者から指定生薬を譲受け得ないし、藥種商が販賣の目的で譲受けることも、仲買人の指定を受けない限り出來ない。なほ、指定された生薬は龍膽(當藥)をはじめ八十七品目で、相當廣範囲に亘つてゐる。

右のほか、東邦生薬統制株式會社と國產生薬株式會社の二會社が厚生大臣の指定を受け、仲買人から指定生薬の集荷統制に當り、また輸移入生薬(漢藥)については、その大半を日本生薬統制株式會社が同じく厚生大臣の指定を受け、集荷統制に當ることは從来と變りはない(第八條、第九條)。

配給計畫 集荷配給の系統は右の通りであるが、こ

の配給に當つては配給計畫を樹て、生産統制機關、配給機關にあつては厚生大臣の、卸賣機關にあつては厚生大臣の、仲買の承認を受けなければ譲渡し得ない(第十條、第十一條)。なほ、厚生大臣又は地方長官は何かの事情で需給關係に變調を生じた場合等に、必要があれば承認した配給計畫の變更を命ぜることが出来る(第十二條)。

購入券制 配給の適正を確實にするためには以上のほか、配給方法に購入券制を探り、しかもなるべく多くの品目に實施した方がよいことはいふまでもないが、醫藥品と衛生材料は種類が極めて多く且つ使用量、消費量が不明確不確定で、適當な數量の割合は仲々至難であるため、購入券制を採用するにいろいろと難しい點が多いので、特定の場合に限り購入券を使用させることにした。この點、砂糖やマツ子と違ふわけで、醫藥品衛生材料の購入券制は消費規正といふよりも寧ろ一部の者、一部の用途について優先的に品物を確保してやらうといふ意味が強いともいへるのである。しかばどうい

を場合に購入券を用ひるかといふと、それは厚生大臣又は地方長官が第三種醫藥品衛生材料について、地域、品目、用途を指定して購入券を使用することにするのである(第十四條)。例へば、アスピリンは醫療用のものは購入券によるが、一般向のものは購入券によらない。また

脱脂綿は出産用のものは全國一圓購入券によるが、婦人用のものは一部の都會地だけ購入券によるといふやうなわけである。購入券制は從來から實施してゐたのであって、その品目は、婦人用脱脂綿その他につき一部道府縣で實施してゐるものと除き、醫療用はアスピリン、ヒマシ油、脱脂綿等の十八品目、一般用は出産用ガーゼ、脱脂綿であつたが、今後は更に品目を増してゆく積りである。

購入券の發行者は、醫師、歯科醫師、獸醫師向のものはそれゝ道府縣醫師會、同歯科醫師會、同獸醫師會、その他一般向のものは市町村長になつてゐる(第十五條第一項、第十六條)。

發行者がどの位の購入券を發行するか、その限度とな

るべき品目別數量は地方長官が決定し、發行者と卸賣機関に通知するのである(第十八條、第十九條第一項)。

卸賣機關はその通知を受けた品目別數量の醫藥品又は衛生材料は購入券と引換でなければ譲渡し得ない。小賣業者は購入券と引換に卸賣機關から譲受けたが、その分は購入券と引換でなければ譲渡し得ない。たゞ、需要者と販賣者との關係が特定し、現物と購入券とがちよどることを得るが、小賣業者はその分も購入券と引き換でなければ譲渡し得ないのである(第十九條第二項)。

購入券の様式は地方長官が定める(第五條第一項)。

その他購入券の譲渡譲受の禁止、引換後の處置等につき若干の規定があるが説明を省略する(第十七條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條)。

第二十條

實効を確保することが出来ないから、この弊害を防止するため、必要に應じ厚生大臣は特定品目を指定し、特定の品物の原料または材料に使用するのを禁止することが出来る。勿論、この規定は最後の手段であつて今直ぐに發動されるといふわけではない(第二十八條)。

統制機關等の監督

以上のように集荷配給の統制については各種の方途が講ぜられるやうになつてゐるが、これ等の統制を有効に確保するために、厚生大臣又は地方長官は一定の者に對し、一定の醫藥品、衛生材料、生薬につき數量、時期等を指定して譲渡を命じ、また地方長官は卸賣機關、小賣業者に對し、第三種醫藥品衛生材料の譲渡譲受に關し、一般的に數量、時期、方法、相手方、配給區域につき必要な命令をすることが出來る(第二十五條、第二十六條)。

使用の制限

醫藥品衛生材料は醫藥用外のいろいろなものの原料または材料に使はれる可能性があるが、若しこれが不要不急のものを製造する原料または材料に使はれ、そのために需給の調整を阻害するやうなことがあつては、統制の

醫藥品と衛生材料は國民保健上缺くことの出來ない極めて重要な必需品であるから、この統制にあづかる各種機關は、克くその重要な使命の達成に邁進せねばならぬことはいふまでもないのであつて、これに關しては各種の監督上の措置が定められてゐる。即ち生産統制機關、配給統制機關等は、事業計畫書の提出承認、譲渡譲受等につき一定の事項の報告、帳簿の記載を要し、また厚生大臣又は地方長官は、必要と認めるときには報告を徵し又は臨検検査をすることが出来る(第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條)。

強化された外國爲替管理 (下)

—外國爲替管理法施行規則—

制定の理由

爲替管理は國の内外に跨る複雑な經濟現象を取締の対象とし、従つてその事態は刻々變化する性質のものなので、法律では單に爲替管理の對象となる事項の範囲と境界だけを規定するのに止まり、實際の取締は凡て命令の定める所に委任してゐるのである。この委任命令は大藏省令の形式で規定され、從來この委任命令としては外國爲替管理法に基づく命令の件(昭和八年四月二十六日大藏省令第七號)、外國爲替管理法に關する施行手續(昭和八年四月二十六日大藏省令第八號)及び外國爲替管理法に基づく臨時措置に關す

る件(昭和十二年一月八日大藏省令第一號)の三つの省令が施行されてゐたが、これ等の省令は施行後累次の改正で、相一號省令の關係も、一方では不要許可事項が他方では要許可事項になつてゐるといつた具合に、頗る複雑、紛糾してゐるので、適當の時期に統合整理をする必要があつた。そこで今回、法律の全面的な改正に伴つて、更に省令で規定すべき多くの事項を、これらの省令に織込む場合には、ますます複雑、難解になるので、今回の省令改正を機會に、これらの既存三省令を統合して一本建にして、名稱を外國爲替管理法施行規則として最初の統一令を制定したわけである。

規則の内容

不要許可事項の規定を纏めて特に一章として設けたのである(第二十五條乃至第三十一條)。

外國爲替管理法施行規則は四月十二日公布、同月二十日から施行され、同様に從來の三つの省令は廢止されたが、本施行規則は單に既存の省令を統合、整理したといふだけでなく、その内容も法律的根本改正と相呼應して一段と飛躍してゐるのである。本施行規則は全文百八條、十一章からなり、その概略を説明すると

第一章は九ヶの重要な用語の定義に関する規定であつて、これは第二章以下の條文の理解を適確、明瞭にするために特に設けたものである(第一條乃至第九條)。

第二章は外國爲替取引その他資本の内外移動の基本的行為に對する取締規定に關するもので、從來は第七號省令と第一號省令の双方に規定されてゐたものを、一括整理したもので、その内容は相當に強化されてゐる(第十條乃至第二十四條)。

第三章は旅行者の便宜を圖るために從來の旅費に關す

第一號省令の規定を纏めたもので、その内容は從來と大差ない(第六十三條乃至第七十一條)。

第八章は外國爲替銀行兩株商爲替ブローカーに關する取締規定を掲げてゐるが、その内容は從來に比べて外國爲替銀行に對する取締が強化されたばかり爲替ブローカーの取締規定を新設した(第七十二條乃至第八十七條)。

第九章は外貨資産、在外財産等に對する命令權、對外決済方法、條件等の命令權及び外國人等の在内財産に関する行爲の統制權に關する規定を掲げたものであつて、本章の規定は具體的な命令又は統制を政府の行政處分に委任する権限規定だけである(第八十七條乃至第九十條)。本章には今回の改正法律に基づいて新設された重要規定が多い。

第十章は調査及び検査の権限、爲替管理事務の取扱機關の指定権等に關する規定で今回の改正法律に基づいて從來の規定内容が變更され、又は新設された條文が多い(第九十一條乃至第九十五條)。

第十一章は許可申請及び報告の手續その他の雜規定

で、從來第八號省令及び第七號省令に規定されてゐた事項を整理したもので、その内容は從來と殆んど變りない

(七) 新規規定の實施時期は各事項毎にそれより適當な経過期間を設けた。

本施行規則の内容には以上に掲げた各事項の趣旨が織込まれて規定されてゐるのである。

五月二十八日號の内容

く戰時的段階に移行したのであるが、なほ、わが國の爲替管理に關して特筆すべき點は東亞共榮圈確立のために謀せられた特別の使命が存することであつて、この意味では寧ろ永續的性質を帶びて來たのである。

(五) 外國を關東州、滿洲國及び中華民國と第三國とに區分し、前者に對する規定の適用を原則として緩和し、その取扱上に差等を設けた。
(六) 業者の負擔を輕減するために、取締を撤廢、又は緩和し得る事項について特別の考慮を拂つた。

(七) 新規規定の實施時期は各事項毎にそれより適當な経過期間を設けた。

本施行規則の内容には以上に掲げた各事項の趣旨が織込まれて規定されてゐるのである。

☆皇后陛下閣西行啓
☆皇軍將兵の奮戰いくの如し
☆北支を護る中國人の自衛團
☆鐵路を護る人々
☆佛印に日華親善の期量
☆六月の國策カレンダー
☆動物園のお醫者さま
☆遊びの生活力を協せて
と外國爲替管理法施行規則の全貌を一應説明したが、右の根據法は未だ全般的に發動されてゐるわけではなく、また右の施行規則も實際上の取締を政府の行政處分に委任した權限規定が重要な役割を演ずるので、今後の情勢の推移によつては、更にこれ等の運用によつて迅速機宜の措置を探り得るわけである。

要するに、わが國の爲替管理は右兩法規によつて今や全

(第九十六條乃至第二百三條)。

附則には從來の三つの省令の廢止に伴ふ經過規定、新規則の制定に當つて準據した方針ともいふべき事項を簡單に述べてみよう。

(一) 各種の許可申請書式を新たに法定し、申請及び報告書式にそれより番號を附し、申請及び報告に關する規定を原則として實體規定と同一條文中に規定し、且つ經由機關通數、提出期日等は申請書式の「注意」又は報告書式の「準則」で規定した。

(二) 各條文の表現の平易、簡明を期した。

(三) 許可の重複を避けるために、同一行儀が他の規定によつても許可を要する場合には、原則として何れか一方を不要許可とする規定を設けた。

(四) 爲替銀行集中主義を強化し、爲替銀行を相手方とする取引又は行爲は多くの場合にこれを不許可とした。

正しい歩き方とは

厚生省



近代生活と歩行

人は病氣などで臥床してゐない限り、必らず一日に何キロかを歩いてゐる。それは交通機關の發達程度や、都會と田舎で遠ぶが、およそ一日三キロ以下の人は少く、たゞへ坐

業を事とする人でも、平均十キロ内外を歩くといはれてゐる。まして、それ以外の職業に従ふ人々は、思ひのほかに長い距離を歩いてゐるわけである。ところが、近時機械文明の急激な發達に伴ふ交通機關の進歩發達は、次第に人々の歩行を奪ひ、特

に都會人の歩行力を失はせてゐる。汽車、電車、自動車網の四通八達は、都會はもとより、山間僻地の人々の歩行をも極度に縮少制限してしまつた感がある。わづか一、二キロの距離さへも、必ず乗物にたよる有様で、これを利用しないのはむしろ馬鹿らしいこと、つまらないこととされ、それ自身は、もとより體育運動として、自覺的に行はれるよりも、へ考へられるやうになつた。

一定の用務を達するための移動目的

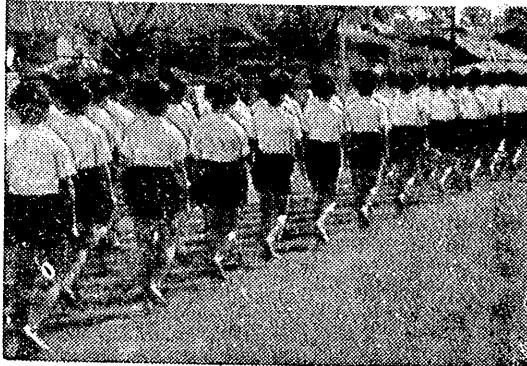
として行はれる場合が多いわけだが、それが自然の間に運動不足の者にとっては、最も適度の體育運動として保健的價値をもたらし、その効果を發揮しつゝあつたことは想像以上のことである。

昔の者が脚力に頼る以外に交通機關をもたず、または人爲的な今日のやうな體操とか、スポーツとかいふやうな體育運動のなかつた時代には、この歩くこと或ひは走ることが、唯一の交通機關であり、同時に體育運動として顯著な効果をもたらし、自然のうちに昔の人達の優秀な體力を鍛成し、維持してきたのであつた。人智がひらけてくるに従つて、種々の交通機關が發達し、これを利用することは便利であり、時間的にも勞

力的にも經濟であるが、その結果として歩行の制限、労力の節限を來たし、國民體力の低下、勤勞精神の減退など看過出来ない問題を提供することになつたのである。殊に都會人の不健康の原因の一つは、生活の中に歩行を忘れた結果であつて、これを救済する方法はとりもなほさず、歩くことであり、自然に還元して大

自然の中に深入して努めて歩くことである。用務を達する目的のためになされた歩行は、今や體育運動としての歩行に改められねばならない時になつたのである。

近時、高度國防國家體制確立の一環として交通機關は相當の制限を受けることになつたが、この不便は國民の歩行によつて、その足りないと



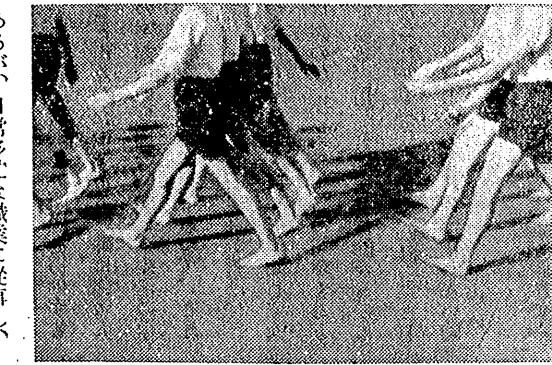
在る人の努力に依り、時間たり距離なりを適宜に定めて實行でき、かりに疲労しても、その恢復は極めて速いのである。それに實施の環境が自然的風光に恵まれ、郷土的雰圍氣のうちに營まれるならば、それは單に健康の増進にとどまらず、精神的効果の質に大なるものがある。

歩行を國民的訓練の立場からみると、わが國民の歩行態度は一般に姿勢のよくないことと關聯して、非健康的、非訓練的なものが多い。殊に女子は、服裝等の關係もあらうが、その歩き方は甚だ下手である。

今や東亞の盟主として、世界の指導國家として起たねばならない我が國民は、如何なる部面でもそ

の青白と誇りを持たねばならぬが、特に威容において、生活態度において、正々堂々とした國民的態度がなくてはならない。

また我が國民は一般に團體的訓練に缺けてゐるといはれるが、歩行は理窟なしに團體的に訓練し習慣づけるものである。ドイツ人が道を歩く時、二人一緒にあれば必ず足並をそろへて歩き、四人以上であれば、必ず伍を組み、好んで整々たる團體歩行を行ふといはれる。またベルリンの街の整然としてゐることは道路の整然としてゐることよりも、そこに住む人達の統制ある美しさからきてゐるもので、これらは幼少の頃から、厳格な歩行訓練が行はれた賜ものである。



國家の興隆は、國民の旺盛な精神力と、強靱な體力に俟つことは言ふまでもない。わが國は、現在當面してゐる歴史的大事業を完遂し、建國の大理想を達成するためには、質量共に最も秀れた人的資源の確保が不可缺の問題であり、國民體力の増強こそは、國家として一刻も忽がせにできない事柄である。そして國民體力の増強を圖るには、いろいろの條件がある。例へば營養のこと、休息のこと、睡眠のこと、運動すること、勞働の問題、生活環境の問題等、これらが最も調和的に保たれた場合に生活が充實され、健康が保證されるのである、そしてこの中で一番忘れられる

歩行の目的と効果

問題は體育運動のことである。體育運動としていろいろの種目や方法が運動を實行することは實際問題としては容易ではない。そこで歩行が體育運動として取上げられる意義が

わが國民が歩行訓練によつて正し
い歩き方を會得し、明期にして威儀
に満ちた能動的な歩行態度を養ふと
ともに、整然とした國民的團體訓練
をなすことが最も必要である。

つぎに、歩行は國防上の見地からも重要な役割をするものである。
今次事變は明らかに、平時にあ
る國民の歩行力の重要性を示したも
のであるといへる。戦争の最後の決
は脚力によるとさへいはれ、強歩強
兵の言葉もある。近代戦において最
少の被害によつて最大の能率をあげ
る戦闘は包圍戦であるといはれてゐ
るが、事實敵を包圍殲滅するため
は、特に秀れた軍の機動力を必要と
する。敵の機先を制して、迂回、集

中、追撃、戦闘等想ふいとまなく、
晝夜をついでの行軍の連續に、敵に
數倍の脚力を驕使して進撃しなけれ
ば十分に目的を達成することはでき
ない。これがためには平時において
も如何に我が軍が苦心して、この行
軍力の養成に努力してゐるかは想像
以上のものがある。

今や我が國民の男子は一人残ら
ず、必ず第1線に起つべき義務と光
榮を擔ふ以上、平時から努めて歩
き、歩行訓練に慣れてゐなければな
らない。壯丁までには少くとも四十
キロや五十キロくらゐの長距離歩行
の経験と自信をもち、九時間、十時
間くらいの耐久歩行ができる強固な
意志と脚力を養ひ、他日に備へると
ころがなくてはならない。

正しい歩き方

歩行といつても、その形式は一様
ではない。平地の歩行、不整地の歩
行、徒手の歩行、物を持つたり背負
たりしての歩行等が考へられる。
軍隊では速歩行進、歩調止め、途歩
を用ひ、學校では正常歩を基本的歩

行法とし、特殊歩として大股歩、舉
股歩、急歩、踏歩等が考へられてゐ
る。一般社會人の日常歩行は普通、
自然歩といつてゐる。自然歩といつ
ても生活環境から至められ、不自然
な醜い自然のままの歩行を自然歩
といふ場合と、速度、歩態、調子等
が最も合理的な人間の正しい自然の
歩行を指して自然歩といふ場合とが
ある。こゝでは日常生活上、常に用



練習歩き方

歩幅を標準とする。勿論、服装や、
履物の如何によつて、影響されると
ころが大きいことはいふまでもな
い。いづれにしても、これ位の歩數
と歩幅で歩くことは、歩行の能率を
二本の脚を交互に渾然と動かしてゐ

ひねばならない正しい自然歩につい
て説明しよう。

正しい自然歩とは如何なもので
あるかといへば、まづ歩數、歩幅は、
性、年齢、體格等の差異によつて一概にはきめられない
が、歩數は一般には子供
が多く、婦人、大人の男子、
老人といふ順序で、歩幅は、
大人の男子が一番廣く、婦
人、老人、子供といふ順序
で狭くなつてゐる。軍隊の
速度は、「一分間百十四歩、
歩幅は踵から踵まで七十五種」とさ
れてゐる。しかし、日本人の大人につ
いて一般にいへば、特別に物を持た
ないで平地を歩く場合は、凡そ歩幅
八十種から八十五種、歩數一分間約

百二十歩から百二十五歩が適當な標
準と考へられる。大人の女子につい
ては、歩幅は七十五種から八十種、
歩數一分間約百二十五歩から百三十
步、一分間約百二十五歩から百三十
步、一分間約百三十一步、一百米、十分間に一キロ、從つて四
キロ(一里)を約四十分から

四十五分位で歩く能力にな
る。四十キロ(十里)を八時
間乃至九時間で歩く能力の
基準となる。一寸考へる
と、歩數が多くなると歩幅
が縮歩するやうに考へられ
るが、歩數が多くなれば自
然加速度が加はり一定限度
まで歩幅は延びるものである。

次に正しい歩態について何よりも
大切なことは、上體の姿勢を正しく
保つて歩くことである。歩くことは
二本の脚を交互に渾然と動かしてゐ

るやうだが、體の重心部である腰、

腹が中心になつて、脚は勿論、上體も肩も腕も頭も同時に有機的に作用してゐるもので、頭を下に曲げれば胴體も、腕も脚も、全身がその體勢に舉つて調和するやうな姿勢となるものである。従つて體の一部分だけの姿勢について切離しては考へられないが、先づ頭を真直ぐに保ち、目は前方やゝ高めの位置に注ぐことが大切である。一般には頸を前につき出す姿勢のものが多いやうだが、頸筋を伸ばし、軽く引きしめるやうにして、頭を肩の上に正しくのせることは姿勢の基本である。胸は心も張り氣味にして、腹部を折らず、腰下丹田に心氣を充實させて、腰の上に定安させるのである。

脚の運びは後脚が地面を離れるや

脚の力を抜いて振動を利用して滑りかに前方に振出し、股は必要以上に高く上げない。振り出された前脚は地につく前に一度十分伸ばされて、幾分踵が先につき、それと同時に體重がその上に乗つて來ねばならない。脚は結局、地につくときと、後脚で地面を押し離す時と二回完全に膝が伸びる時があることになる。

歩き方には腕の振り方がかなり關係する。腕は肩の力を抜いて自然に

正しい歩行はこの動作を滑らかに、リズム的に調子よく繰返すことになるのである。脚を引ずつたり、膝がいつも曲つたまゝであつたり、足先から地面に着いたり、振り出す時に力が入つてゐたりするはよい歩き方ではない。足は足先を真直ぐ前にむけて、一本の線の兩側をふむ

38

の前方で交叉するやうな振り方はよくなない。以上、要するに頭を起し胸の張つた、正しい姿勢の上體が凝りのない、滑らかな脚の運びに乗つて、腰部から相當の推進力をもつて、颶爽と力強く歩くのが正しい自然歩である。

以上、正しい歩き方について述べたが、これは單に歩く方法の説明に過ぎないのであつて、まづ歩くことが先決問題である。歩くことを繰返し、歩きに年期をかけることによつて、自然にこの正しい歩行が生れて來ることを知らなければならぬ。

さらに歩行を精神上から考へると、精神的躍進の國民的生活態度を、この歩行の中に見出し、一步一歩と推進の喜びと強い意氣をもつて

歩く心持が大切である。しかも歩行の境地は、あらゆる雜念から離れ、注意力を集中統一して、全體の者が完全に一體になつて、歩行の嚴肅なリズムにのることによつて、感激溢れる民族協和の團結の精神が養成されるのである。

歩く心持が大切である。からして少しでも多く歩くことを心がければ、別に特別な時間を割かずに容易に、健康の確保となり、進んでは國策に副ふ所以である。

勿論時間的に餘裕を作り得る人は、一日の生活プログラムの中に一定時間歩行のためにとり、毎日習慣的に散歩等を實行すれば質に健

は、誰もが必ず日常の生活に持つ歩行の時間なり、距離なりを少しでも延長しその機會を摑むことである。バスや電車や自轉車の利用を極力少くして、五分でも十分でも餘計に歩くことを心掛くべきである。通勤通學は勿論、家庭婦人の用達や買出し等にしても、つとめて歩く心

89

やうに運び、外輪内輪にならず、また脚の運びを側方からでなく、真直ぐに前方に振出すのが正しいのである。内輪の歩き方は、日本婦人の絶體多數の歩き方であるが、これは和服の裾や頭髪の關係や、或ひは徳川時代の婦人觀などから影響されたものであらうが、決して人間自然の美しい健康的な歩行とはいはれない。

人は靴や下駄の踵の減り方のやうに、様々な歩き方をしてゐるが、心振るのである。脚を引ずつたり、

歩き方には腕の振り方がかなり關係する。腕は肩の力を抜いて自然にたれ、脚に合せて肩から軽く前後に振るのである。肩が凝つてゐたり、肘から先だけを動かしたり、腕が體

で或ひは神社佛閣に詣で、或ひは名所舊蹟を訪ねるやうに計畫すれば一層意義深いものになる。

歩行運動を會社、工場、商店等で從業員に團體的に實行したり、國民組織の下部機構である常會等で勵行を申し合せ、一つの行事として歩行を組織的に實行すれば、たゞに保健的効果だけでなく、團體的訓練の上からも一層有意義なものとなつてくる。獨りで歩くよりも友を得、團體を組んで齊々と歩行すれば、樂しさも一層深くなり、自然と和親協同の精神が涵養されることにもなる。歩行は英國ではハイキング、ドイツではワンダーフォーゲルといはれ、いづれも隊を組んで山野を跋涉し、祖國に對する認識を深める國民運動に

まで發達して來たものであるが、わが國では昔から心身鍛錬の方法として

かなり廣く國民の各階層に行はれてゐるものである。例へば武士の武者修業、僧侶、文人、墨客の巡歷行脚、一般人の宗教的遍路巡禮とか、また他方にはそれ／＼季節に應じた縁日、物見、遊山或ひはまた講社中、檀家等の團體を組織して靈山參詣、神社佛閣の遍路等、眞に歩行を愛好し自然を樂しむ國民であつたのである。

最後に歩行運動の實践に當つて守らねばならない公徳がある。左側通行、二人以上横に並んで廣くもない道を一ぱいで歩くのはよくない。二人まではよいとして、それ以上は縱に重なるべきである。煙草をすつたり物をあげて實行に移したいものである。

たゞながら道を歩くことなども面白くない。道路に痰唾を吐かぬこと、道路を汚さぬこと、自然の風物を愛護して破損しないこと等々、守るべき公衆道德は歩行の中にも隨分多い。

——國際時事解説——

イ・ラ・ク・の・情・勢

去る五月二日、遂に反英抗戦を展開した極西アジアの伊拉克は、その後英國側に増援軍到着するや戰況次第に不利となつたが、最近下イツ機ならびに伊軍空先遣部隊のイラク赴援實現と共に再びその活潑化が傳へられるに至つた。

一方、抗戦開始と併行してイラク外交は積極的に展開され、まづ五日、去る一九三九年九月獨英開戦と同時に英イギリス、同盟條約に基いて断絶した對獨外交關係の復活決定を傳へ、對ソ外交關係の設定を計り、ついで二十日のベルリン經由バグダッド情報によると、イラク政府は急遽駐獨公使を任命することになり、またイラク蔵相とサウディ・アラビア國王の會議の進捗、さらにイエーメンに出張中のイラク軍事使節團もイエーメン當局者と會談續行中と傳へられる等、同國今後の成行きは極めて注目されるに至つた。

その度臺灣の八倍半に近く、人口概數三百五十六萬（一

油田をめぐる爭奪戦

イラク國は、ユーフラテス及びチグリス兩河流域の古代文明發祥の地メソポタミアとして知られ、有史以來東西兩文化の交流地點となつてきたところで、一四五三年以後はトルコに征服され、その治下にあつて壓政に苦しんでゐたが、前大戰中英國の援助の下にトルコの獨裁を脱して獨立し、國號をイラクと定め、國際聯盟の設立に伴ひ委任統治國として英國の治下に入り、その間一九二三年十月及び一九三〇年六月に英國と同盟條約を結び、ついで一九三二年に國際聯盟の加盟國となり委任統治は廢止され、全く獨立

九三五年調査、シーア派回教徒が約五割七分、スンニ派回教徒が三割六分、といふやうにその全住民の九割三分までが回教徒で、その他キリスト教徒が四分、猶太教徒が三分とされてゐる。

肥沃な土地に恵まれて農牧を主産業としてゐるが、産業上イラクを世界的にしてゐるものはその豊富な石油資源で、一九三九年中の産油量約四百四十二萬トン、メキシコに次ぎ世界第七位の産油國となつてゐる。

かかる豊富な石油資源を有するため、イラクは、第一次大戦勃発以前、いち早く英國を始め列強資本を誘致し、ここに猛烈な油田獲得の角逐場となつたが、とにかくも英國側の勝利に歸し、英國はその産油量の五割二分五厘を占めることになった。そして北部イラクのキルクック油田から總延長一千二百哩に及ぶ送油管を以て、一线はペレスタインのハイファ港に至り、一线はシリアのトリポリ港に至り、列強に給油しあつたことは餘りに著名である。

更に、石油資源となるんで重視されるのがアラブ人問題と對英關係で、前述の通りイラクは獨立國となつた。

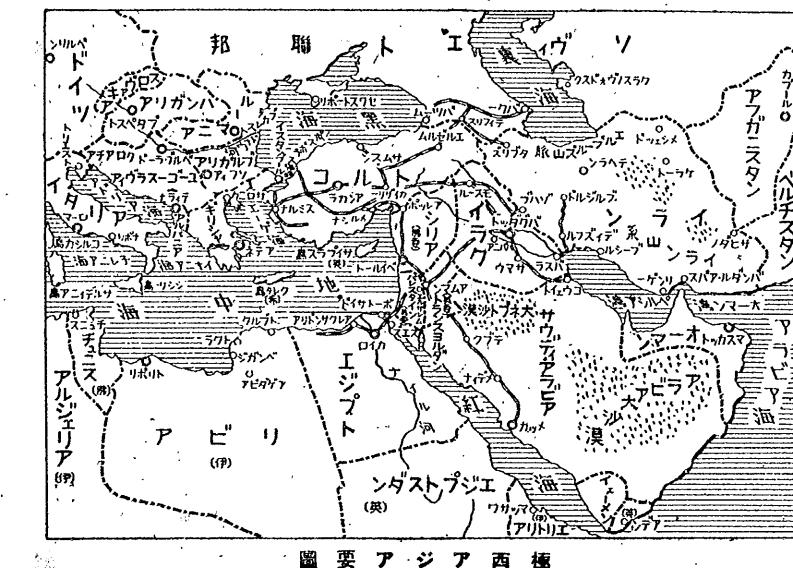
ものの英國とは同盟條約を結び、その庇護を受け、且つ石油資源をめぐる英國の投資は經濟的・政治的にイラク國民を全くその支配下に置いてゐたのである。これに對するイラク國民一般の反英的氣運は極めて根強く、すでに一九二〇年、英國の委任統治反対の獨立運動に端を發したアラブ民族の解放運動は、完全獨立後なほイラクを覆ふ英國の經濟・政治的壓力に對して向けられて來た。そして一九三七年から三八年にかけてマッドファイ内閣の親英政策により一時は鎮靜したが、やがてペレスタインにおけるアラブ人の反英鬭争激化と呼應して、イラクの反英氣運はますます強まり、今次大戦勃発するや一時英國側の意に従つて對獨外交關係を斷絶したものの、その後イタリア参戦については遂に對伊外交關係を断絶することなく、今日に及んだ。

英國の工作をめぐつて

かくて去年の四月以來頑強にイラクの獨自性を守り通さうとしてゐたガイラニ内閣は、近東方面に派遣する英兵のイラク通過権要求、從來から駐屯してゐた英國陸海空軍

の增强承認要求、イタリアとの外交關係斷絶要求などを繰り、手をかへ品をかへて迫る英國側の壓力の前に一時後退を餘儀なくされ、去る一月末へシミ内閣の出現となつた。しかしながら、ハシミ内閣は成立當初から短命を取沙汰され、即ち彼等の抱く極端な親英政策がイラクの國民的情と背反するものと見られてゐた。ともあれ、英國側は方イラン内閣の更迭に成功すると共に、そのイラク工作を一層強化するためイラク駐箚大使の刷新を行ひ、かつてイラク内務省顧問として十五年の長期間同國に在住し、イラクの事情を通じたサー・キナーン・コーンワリスを二月中旬に至り、新任大使とした。

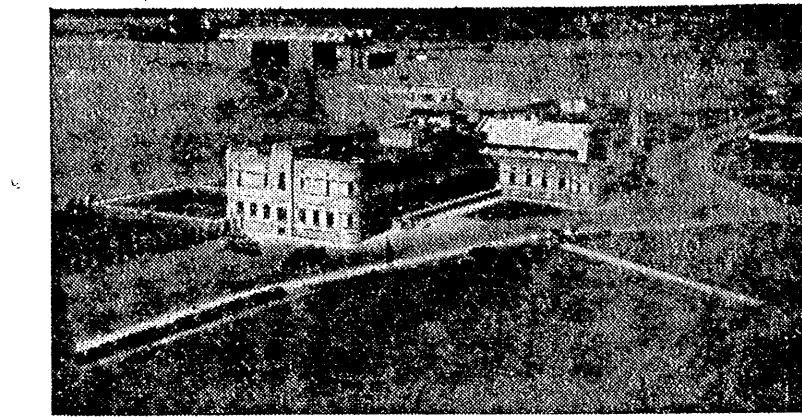
親英ハシミ内閣の成立、そしてイラク政界に少からぬ聯關を持つコーンワリス大使の新任によつてイラク國民が當然に豫期したことは、イラクの戰争接近といふことであつた。しかし近來のイラク人の最大關心事は、辛うじてトルコの羈絆を脱してから未だ二十年、漸く獨立國として貌を整へかゝつてゐるイラクとして目下國內建設に専心すべき時代であり、如何なる代價を拂つても今次の大戦に捲



42

き込まれたてゆくハシミ内閣も、一刻も早く倒さなければ将来どんなことになるかも判らないといふ國民的不安が期せずして

願しつゝある。バツた點にあ
クーデターとなり、それはイラク軍參謀總長のアミン・ザ
キ將軍を中心に行はれたが、事態の收拾にガイラニ前首相



が推されたのであつた。かくしてガイラニ首相の復活によ
つて、英國のイラク工作は全く挫折し、一方バルカン戦線
における全面的敗退に接した英國側は強力手段を以て迅速
に近東防備線を強化すべき必要に迫られ、四月十九日、突
飛發して、ハ
ラ流が遂に四
月三日に爆
炸倒のターデ
行シミ内閣打
場倒のターデ
イ)タードとなつ
いた。即ち、
ラ英國側と緊
密に結び、
刻々とイラ
クを參戰へ
と引きずつ
た。即ち、
ラ英國側と緊
密に結び、
刻々とイラ
クを參戰へ
と引きずつ
て英國に使用を許可してゐる。

般に肯定されたところである。
なほ、これよりさき英國イラク間の關係を規定したもの
は一九三〇年の英イ同盟條約で、「兩國の二國が戦争に入
る場合、他の一國は同盟としてこれを援助することにな
つてをり、また英國の重要交通路保護のため、バスラ近郊
に數ヶ所、ユーフラテス河西岸に一ヶ所を空軍根據地とし

英國としては同盟國としての特權から英軍のイラク通過
を要求し、既に一部は實施したが、これに對し、イラクは一
定數以上の英國兵が國內に滞留することを拒み、さきに上
陸した英部隊がイラクを出發した後に次の部隊の上陸を許
可せんと主張し、英イ間に意見の対立を生ずるに至つた。

且つ、今次大戦の勃發以來、モスル油田地方ならびに
管轄権のため、英國は右地域に空軍を大規模に増強し、こ
れが英國のイラクに對する經濟的支配と相俟つて、著るしく
イラク國民の不満を強め、加へて英國のバルカン及び北ア
フリカにおける敗退を機に同國の反英傾向に拍車がかけら
れるに至つたものである。

ついに反英戦端開く

かくて、英兵通過問題をめぐり、英イ關係は次第に険悪となり、五月一日、ガイラニ・イラク首相は、國民の對英開戦決意を促す布告を發し、英側もイラクとの緊迫した國交關係の事實を確認し、翌二日、バグダッド西方六十哩の

ハバニアにある英空軍基地で英イ兩軍は遂に衝突し激戦を展開するに至り、これにより英國は貴重な石油の供給を絶たれ、且つ歐亞を結ぶ重要空軍基地を脅かされ、今後のエジプト作戦において後方防備にも脅威を感じることになつたのである。

一方、エジプト政府は五日、イラク政府に對し、英國と和平解決を行ふやうに要請し、またトルコ政府も同日、英イ兩國に對し調停方申入れを行つた。これに對し、英當局は同日右申入れを拒絶せざるを得ない旨を表明したが、イラク當局も英軍がイラク全土より退去せざる限りトルコ政府の申入れは拒絶するより致し方なしと强硬態度を表明し、商議解決は見込のないことが明らかとなつた。

なほ同五日、イラク政府は、一昨年九月獨裁開戦と同時に英イ同盟條約に基づき断絶してきた對獨外交關係の再開を決し、ついで八日、シャウカット陸相をトルコに派遣して長時間トルコ當局者と重要會議せめた。

また、十一日至り、ソ聯とイラクとの外交關係成立が次の通りソ聯當局から發表され、英イ激戦中の折柄とて甚

だ注視されたのであつた。

「一九四〇年末、イラク政府は駐土イラク公使を介して再三ソ聯政府に對し、イラク政府はソ聯政府と外交關係の設定を欲し、併せてソ聯政府がイラクを含むアラブ諸國の獨立承認乃至は承認宣言を行ふように申入れて來た。

これに對しソ聯政府は、熟議の上、未だその機に達せずともイラク政府に回答した。本年五月三日、イラク政府はトルコ駕籠領のソ聯大使を通じ再度、ソ聯イラン間の外交關係確立を提議して來た。この提案の中には前回の如きアラブ諸國の獨立を承認する條項は含まれてゐなかつた。よつてソ聯政府は、ソ聯イラク間の外交關係設定に關するイラク政府の要求を容れることに決した。」

これと前後してイラク政府は、對英紛争の經過に關し次の要旨を含む政府報告書を發表する手順を進めた。

「四月一日クーデターの最中、イラク攝政アブドゥラ・イラン殿下はハビニアの英軍兵營に避難した後、英軍用機でバースラへ逃避した。

四月十四日、英大使は八萬人の英軍隊の通過を要求、毎回八



油送管備の英兵

46

千人づゝ十回で通過する取扱めが成立した。そして同十八日、

最初の部隊がバースラ港に到着したが、英當局はその軍隊を氣候に馴れさせるためと稱し、十日間のイラク國內滞留を申出た。

しかるに十日を経るも英軍はイラクより移動する模様なきのみか、却つて新らしい部隊が續々バースラに上陸した。

よつてイラク軍は、ハビニア兵營の英軍が新到着の部隊と合體するのを防ぐために急遽手配したが、それに對し五月二日、英軍側はイラク軍に挑戦し來たり遂に戦端開始となつたものである。」

かくて五月十五日に至り、英當局は、ガイラニ・イラク首相の要請によりドイツ機數臺がイラクに飛來した旨を發表し、一方、英空軍はドイツ機のシリア到着の情報を接するや直ちに行動を起し、シリア各飛行場の爆撃を開始したが、これについてフランス通信社は次のやうに報じたのであつた。

「最近多數のドイツ機がシリア上空を通過、イラク方面に飛び去つたが、その中十六機がシリアの飛行場に不時着した。佛當局は獨佛休戰協定の規定に基づき、これら獨機が出来るだけ

（通報二三九號）出處新製運動のその後の中三四頁上段六行目「佛當局は二五二二四名」となつてゐるが、それは三〇一七名と訂正願ひます。

訂 正

47

早くシリアを離れることを要求した。」

イタリアの救援と戦火の擴大

なほ、十七日にはイタリア空軍先遣部隊がドイツ空軍と協同作戦のためイラクに到着した旨、伊軍司令部から發表され、さしも優勢な英軍の攻撃の前に潰滅に瀕してゐたかに見えたイラク軍は果然バースラその他各地で英軍に反撃を加へ始めた。

かくしてシリアにおける英空軍の爆撃に對しフランス軍の反撃も開始され、それら地方の戦火は好むと好まざるとともにアラブ諸國の反英抗争はいよいよ重大化せんとして、これとともにトルコ及びエジプトの態度も微妙な動きを見せつゝあることが注目されるのである。

露光量違いにより重複撮影

意注御所込申定價一部五錢外國郵便に依る地圖		昭和十六年五月二十八日週報
内閣印刷局發行課 各書店・驛賣店	電話九ノ内四三五一九〇〇番 東京一九、〇〇〇番	東京市麹町区大手町 丸之内三丁目十二番町地区 内閣印刷局
▲本誌より轉載の場合は必ず「西報第何號」と記載し、その轉載誌を情報局に依頼して該報の部数を送り下さ。	▲後約配送御希望の方は一部五錢(分冊郵便)に依る地圖は十錢。	▲外國郵便に依る地圖の販賣は、一部五錢。
▲本誌より轉載の場合は必ず「西報第何號」と記載し、その轉載誌を情報局に依頼して該報の部数を送り下さ。	▲特大號の場合は其の都度郵便料金より然額を申受けます。	▲特大號の場合は其の都度郵便料金より然額を申受けます。

49

官廟編纂圖書總介

◇大陸戰史(陸軍省報道部編) 本書は戦と文よりなつてをり、支那事變の經過を興味深く述べてある。(第1九六頁 定價三圓 送科一五錢 発行東京市京橋木挽町八ノ四八消ビル陸軍報道社 拠 東京大正八年二月五日)

◇歴代御製集（謹訂版）（國民精神文化研究所編）教科用として御歴代の御製を謹輯したもの。（第2二六頁 定價二圓 送料一四錢 発行東

◇立入宗綱文書・川端道喜文書・國民精神文化研究所編

◎ 三妻本金葉和歌集（國民精神文化研究所編）
本書は國民精神文化文獻の第九輯である。

◆松宮龍山集(第四卷) (國民精神文化研究所
〔コロタイプ版 定價二圓 送料二三錢 發行國民精神
文化研究所)

（編）北條流良老瀧山の第四集である。
（菊判六〇頁 定價五圓 送付三錢 發行國民精神
文化研究所）

編) 本書はわが國の佛教思想資料を蒐集整理したものである。A判二八三頁 定價八四五
○錢 送科三錢 発行国民精神文化研究所)

卷之三

1000

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

1000

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

露光量違ひにより重複撮影

アサヒ新聞社
ASAHI SHIMBUN CO., LTD.

官廳編纂圖書紹介

△大陸戰史（陸軍省報道部編）本書は其と文

よりなつてをり、支那事變の經過を興味深く

述べてゐる。全刊二九五頁、定價一五錢

叢書東京市篠崎本舗印八ノ八四三號、發行者

皆東京市篠崎本舗印八ノ八四三號

△歷代御製集（疎打版）（國民精神文化研究所

編）教科用として御歴代の御製を詳解した

もの。（全刊二六頁、定價一元五錢、發行者

草市品川馬上大崎長音九・八西國民精神文化研究所

△立入宗義文書・川端道義文書（國民精神文化

研究所編）立入宗義（久次、川端道義）

の勅皇の事蹟を収めたもの。（西六角印三八

白・堀内二三、西六角印三八、叢書東京市篠崎本舗

△三義本金葉初歌集（國民精神文化研究所編）

本書は國民精神文化文獻の第九集である。

△ロタイ版（西六角印三八、叢書東京市篠崎本舗

△松宮觀山集第四卷（國民精神文化研究所

編）北條流兵學者觀山の第四集である。

△第六じの貞定（西六角印三八、叢書東京市篠崎本舗

△日本佛教思想資料集（國民精神文化研究所

編）本書は我が國の佛教思想資料を蒐集整

理したものである。（全刊二八三頁、定價八角五

〇錢、叢書東京市篠崎本舗印七・七音樂社

△新史（第三卷）（維新史料編纂事務局編）

本書は文久一年より元治元年に亘る史實

を記録なく収錄してある。（全刊二二四頁、定價

四角五錢、叢書二三、叢書東京市篠崎本舗印七・七

△維新史料編纂事務局（維新史料編纂事務局編）

安政五年七月より文久元年十二月まで

の史料を蒐めたもの。（全刊二八〇頁、定價六

〇錢、叢書東京市篠崎本舗印七・七音樂社

週報

編 著 情 報

東京市篠崎本舗印大手町

印 制 者 内閣印刷局

東京市篠崎本舗印大手町

印 制 者 内閣印刷局

週報は民一億回の回覧板

週

報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十六年五月二十八日發行
（每週一回水曜日發行）



富國徵兵

東京・日比谷

(判[LA5]格規定圖はきき大の書本)